

こんにちはは人権

Hello Human rights.

●発行・編集／葛飾区総務部人権推進課
〒124-0012 葛飾区立石 5-27-1 ウィメンズパル内
☎5698-2211 葛飾区ホームページ <http://www.city.katsushika.lg.jp>

- 1面 世界人権宣言60周年
12月4日から10日は「人権週間」です
- 2面 ひとつ「働き方」を変えてみよう!
男性も育児休業を
- 3面 男女共同参画週間記念講演会
弁護士／住田裕子さん
- 4面 知っていますかDVのこと
／同和問題について考える



12月4日から10日は
『人権週間』です
— 思いやりの心・かけがえのない命を大切に —

葛飾区では、平成2年に策定した「基本構想」の中で、「人間の尊重」をすべての施策の基本として貫いていくことをしました。

これまで、同和問題をはじめ、男女平等の推進、子ども、高齢者、障害者など、あらゆる方々に関わる人権問題を解決するために、それぞれの課題ごとに、

その問題が抱える固有の経過と状況を踏まえた施策を実施し、一定の成果をあげてきました。

しかしながら、今なお、人権に関しての様々な課題があり、また、社会が複雑化し、犯罪被害者、外国人、感染症患者、性同一性障害者の方々に対する誤解や偏見などの、新たな人権課題が顕在化するなど、

その解決に向けた取組みが求められています。そのため、平成18年度から27年度までの10年間を計画期間とする新たな基本計画において、

理念に「人権・平和」を掲げ、すべての政策・施策・事業を通じて、「互いの人権を尊重し、平和で平等な社会を実現すること」を明確にしました。また、

平成20年3月には、今後の葛飾区における人権施策の基本的な考え方や、施策の方向性を明らかにするため、

「葛飾区人権施策推進指針」を策定いたしました。今後はこの指針に基づき、すべての区民の人権が尊重された明るい地域社会づくりをめざします。

人権擁護委員

人権擁護委員をご存知ですか？ 人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、皆さんの人権が侵害されないように見守り、もし、人権侵害があった場合はその相談相手となります。また、人権意識の普及活動にも努めています。現在、区内では13名の人権擁護委員が活動しています。毎月第三火曜日の午前10時から午後3時まで、区役所区民相談室において、人権擁護委員による「人権身の上相談」を実施しています。個人の秘密は固く守りますので、人権侵害等でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

- 大竹 由紀子(東水元地区)
- 岩田 敦子(立石地区)
- 日色 静子(奥戸地区)
- 長坂 三重子(四つ木地区)
- 大橋 正春(東水元地区)
- 友部 富司(柴又地区)
- 西村 孝一(東新小岩地区)
- 青木 秀樹(青戸地区)
- 市川 正文(堀切地区)
- 齋藤 英子(亀有地区)
- 板倉 東雄(柴又地区)
- 岡田 裕子(新宿地区)
- 黒川 幹雄(堀切地区)
- ※敬称略

※「人権身の上相談」、各委員の連絡先等については、人権推進課までお問い合わせください。
☎5654-8148

? 人権週間とは…

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界のすべての人々とすべての国々が達成すべき共通の基準として、昭和23年(1948年)12月10日の第3回国際連合総会において採択され、本年で採択60周年を迎えます。

国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、採択

日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

わが国でも、「12月4日～10日」を「人権週間」と定め、全国各地で人権に関するさまざまなイベントが開催されています。

人権週間記念講演会のお知らせ

「新ちゃんのお笑い人権高座」 ～笑顔でくらす、願いに生きる～

- 日 時 平成20年12月3日(水)、午後2時～4時(開場午後1時30分)
- 場 所 葛飾区男女平等推進センター(ウィメンズパル) 多目的ホール
- 講 師 露の新治さん(落語家)
- 入 場 料 無料・先着200名(直接会場にお越し下さい)

※保育(要予約)、手話通訳、PC要約筆記、補聴システムあり
駐車場に限りがあるため、車でのご来場はご遠慮ください。

問い合わせ・保育申し込み 人権推進課 ☎5654-8148

